

## レジデンストラックの対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

※1月9日時点 最新の情報は下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html))

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
ベトナム	<p>○フォーマットの指定はありません</p> <p>○在ベトナム日本大使館HPに使用可能なフォーマットを掲載していますので、ご参照ください</p> <p><a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語又はベトナム語で記載</li> <li>必要事項：渡航者氏名、年齢（生年月日）、性別、国籍、パスポート番号、日本住居国での住所、ベトナムでの住所、医療機関検査施設名、検体採取日、検査日、検査方法、検査結果、入国予定日、陰性証明書の発行日</li> </ul>	<p>○RT-PCR又はRT-LAMP法</p> <p>・詳細は在ベトナム日本大使館HPをご覧ください</p> <p><a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></p>	<p>○ベトナム入国の<b>3日から5日前の間に発行されたもの（原本）</b></p>	<p>○経産省HPの、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」に記載の医療機関に限る。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a></p>	<p>・証明書には、検査を受けた医療機関の有効な印鑑と署名が必要となります</p> <p>・証明書の他に、医療申告（入国前24時間以内にオンラインで申告）を行うことを義務付けています</p> <p>・詳細は以下のHPご覧ください</p> <p>医療申告URL <a href="https://tokhaiyte.vn/">https://tokhaiyte.vn/</a></p>
タイ	<p>○フォーマットの指定はありません</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語表記があることが条件となります</li> <li>RT-PCR検査の結果、新型コロナウイルスへの感染が確認されなかった旨の記載が必要です。</li> </ul>	<p>○RT-PCR検査</p> <p>・詳細は駐日タイ大使館HPをご覧ください</p> <p><a href="http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/">http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/</a></p> <p>※「お知らせ」の欄に、フライトごとに掲載</p>	<p>○<b>渡航前72時間以内に発行されたもの（原本）</b></p>	<p>○タイ政府指定の医療機関はありません</p> <p>・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。）</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a></p> <p>・駐日タイ大使館HPにおいても、PCR検査受診可能な医療機関リストが掲載されています</p> <p><a href="http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/covidVISA/%E2%91%A2%E3%80%80Genesis%20Healthcare%20clinics%20hospitals%20list_20200714.pdf">http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/covidVISA/%E2%91%A2%E3%80%80Genesis%20Healthcare%20clinics%20hospitals%20list_20200714.pdf</a></p>	<p>○検査証明以外に、英文の搭乗可能健康証明書が必要となります</p> <p>(Fit to Fly又は Fit to Travel HealthCertificate)</p> <p>・また、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む10万米ドルもしくは1,100万円以上の治療補償額の英文医療保険証も必要となります。</p> <p>・詳細は駐日タイ大使館HPをご覧ください。</p> <p><a href="http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/">http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/</a></p>

## レジデンストラックの対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

※1月9日時点 最新の情報は下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html))

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
マレーシア  ※「必須」ではなく「推奨」	○フォーマットの指定はありません。  【条件】 ・英語又はマレー語で記載されていること ・医師の自筆のサインがあること	○RT-PCR検査 又は 抗原検査 (RTK-Ag)  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はマレーシアは認められません。	○出国前3日以内取得されていること	○マレーシア政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。(登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	○事前検査は「必須」ではなく「推奨」のため、証明無しでも入国が可能です。また、事前証明の有無に関わらず、入国時に検査の受検が必須です。
カンボジア	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はカンボジアは認められません。  ・詳細は在カンボジア日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html">https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html</a>	○渡航前72時間以内に発行されたもの(原本)	○カンボジア政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。(登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、 <u>日カンボジア間の直行便は運休中</u> です
ラオス	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ・詳細は在ラオス日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100089658.pdf">https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100089658.pdf</a>	○ラオス到着時間から起算して72時間以内に発行されたもの(原本)	○ラオス政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。(登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、ラオス出入国のための定期便は運行されておらず、陸路による入国も不可の状況です。臨時便が運行されることがあり、その場合、日時等を在ラオス日本大使館の領事メールでお知らせし、同館HPに掲載します

## レジデンストラックの対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

※1月9日時点 最新の情報は下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
ミャンマー	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○PCR検査  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はミャンマーは認められません。	○渡航前72時間以内に発行されたもの（原本）	○ミャンマー政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。 （登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、ミャンマー政府は商用旅客機の着陸を禁止しており、陸路による出入国も禁止しています。在日ミャンマー人のための臨時便に、例外措置として同乗する以外は、ミャンマーへの渡航は極めて限定的な状況です。
台湾	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記 ・正確な氏名、出生年月日或いはパスポート番号 ・疾病名称（COVID-19或いはSARS-CoV-2） ・検査方法 ・判定結果	○PCR、Real-time PCR、RT-PCR、NAA、NAT或いはMolecular Diagnostics  ・詳細は日本台湾交流協会HPをご覧ください <a href="https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html">https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html</a>	○搭乗前3営業日以内の検体採取	○台湾当局指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。 （登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	
ブルネイ	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はブルネイでは認められず、鼻咽頭又は咽頭のぬぐい液のみが認められます。	○渡航前72時間以内に発行されたもの	○ブルネイ政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。 （登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	

## レジデンストラックの対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

※1月9日時点 最新の情報は下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html))

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
シンガポール	<p>○フォーマットの指定はありません</p> <p>【条件・必要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語表記</li> <li>・検査実施（検体採取）日</li> <li>・検査結果</li> <li>・本人情報（パスポート番号、氏名、生年月日（パスポートの情報と一致していること））</li> </ul>	○PCR検査	○出発前72時間前以内に受検し交付されたもの。	<p>○日本政府から許可を受けた医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html">https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html</a></li> </ul>	<p>○入国には滞在資格の種類に応じた当局からの事前承認が必要です。</p> <p>○入国後は14日間政府指定施設での隔離（費用自己負担）となります。</p> <p>○隔離機関終了時に検査を受検（費用自己負担）必要があります。<a href="https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></p>
中国	<p>○中国大使館・総領事館指定のフォーマットが必要です。</p> <p>○フォーマットは中国大使館・総領事館が指定した検査機関が保有しています。</p>	<p>○Real time RT-PCR検査</p> <p>○血清IgM抗体検査</p>	○航空機搭乗前2日以内に受検したものの。	<p>○在京中国大使館のHPに中国大使館・総領事館指定の検査機関がリストアップされています。 <a href="http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/t1828630.htm">http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/t1828630.htm</a></p>	<p>日本から第三国・地域を経由して中国に行く場合、経由・乗継地でも検査を受ける必要があります。また、別途「健康状況声明書」の準備が必要であり、詳細は以下の在京中国大使館HPをご確認ください。 <a href="http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/t1828630.htm">http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/t1828630.htm</a></p> <p>中国側の査証申請受理範囲・条件は、その時々での内外の感染状況等に応じて変更があり得るので、最新の状況を中国ビザ申請サービスセンターのHPで確認ください。 <a href="https://bio.visaforchina.org/TYO2_JP/index.shtml">https://bio.visaforchina.org/TYO2_JP/index.shtml</a></p>
韓国	○フォーマットの指定はありません。	○Real time RT-PCR検査	○日本出国前72時間以内に発給されたもの。	<p>○韓国政府指定の医療機関はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a></li> </ul>	